

## はじめに

皆さんのが現在使っている「○○(町)○○番地」で住所を表す方法は、町の境界が入り組んでいたり、地番が順序良く並んでいないことや同一地番にたくさんの家が建っていることなどで、郵便配達や訪問者にも分かりにくく、お互いの日常生活で何かと不便な場合があります。

このような不便をなくすため、昭和37年5月に、公共の福祉の増進を図ることを目的に、住居表示に関する法律が施行されました。

この法律に基づいて、合理的な住居番号で住所を表す新しい制度が生まれ全国の市街地地域に実施されており、本市においても、このような不便をなくすため、誰もが分かりやすいまちづくりをめざした新しい住居表示を実施しています。

## Q. なぜ、住居表示が必要?

### A. 今までの町名・番地ではわかりにくいかどうです。

- 番地が順序良く並んでいない
- 同一番地に多くの家屋が密集している
- 一つの番地にたくさんの枝番がある
- 町の境界が複雑に入り組んでいる

もともと、番地は住所の表示を表すために設けられたものではなく、土地を表示するため付けられた符号なので、住所を表示するには不便なことが多くなっています。

#### < 実例 >

- ・1筆の土地が大きい場合、多数の家屋が同一地番で表示されている。
- ・土地の分筆、合筆は、土地所有者の事由とされているため、枝番・欠番・飛番ができる地番が順序良く整然としていない場合がある。
- ・字の境界が目で見える道路等と関係なく、ほとんど土地の筆界で境とされどこからどこまでが何町(大字)であるかわからない。

字名と番地をたよりに人を訪ねるときなど、わかりにくく、なかなか見つからないで困ることが多いのが現状です。このような不便を解消するために、合理的な住居表示制度が国の施策として確立されました。

#### 住居表示が整えられると…

- 火災や救急・防犯 ..... 現場への到着が早くなります
- 人を訪ねる時・訪ねられる時 ..... 住居表示板で探せます
- 郵便、小荷物・電報の配達 ..... 確実にお届け出来ます

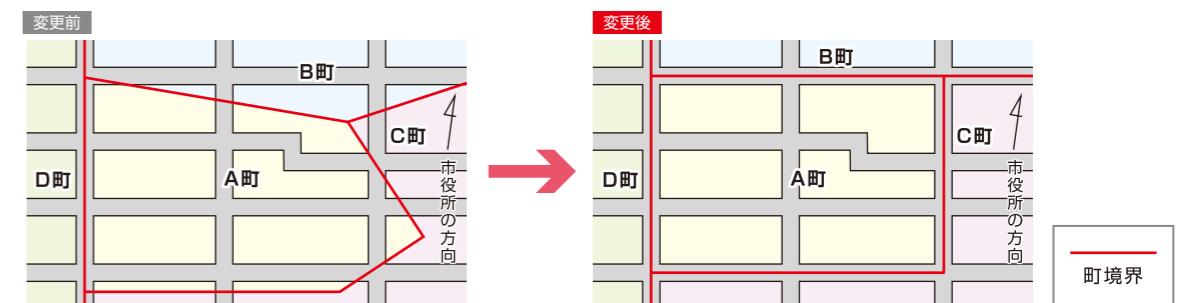
## 住居表示制度の方法

※「住居表示制度」とは、住所を誰にでも分かりやすく表示する方法として、住居番号という特別な番号で住所を表わす制度のことです。

今までの町名番地では分かりにくいため、新しく町名・街区符号・住居番号によって住所を表わすようにします。※不動産や本籍を表わす場合は、引き続き番地を使います。

### 1. 町・丁目を決めます(新町名を決めます)

町・丁目の境は、道路や河川など誰にでも分かりやすく区切れます。



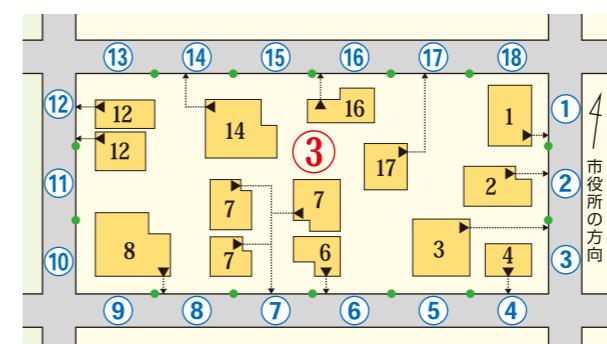
### 2. 街区に分けます(街区符号)

各丁目の中を道路で囲まれた地域を分割してブロックに分け(街区)、泉佐野市役所を中心とし、その中心に最も近い街区を起点として原則蛇行式に順次街区符号を付けていきます。



### 3. 建物に番号をつけます(住居番号)

各街区の周りに10m間隔で基礎番号をつけます。基礎番号は、市役所を中心としその中心に最も近い街区の角を起点として原則右回りに順次番号を付けます。建物の出入口のある場所の基礎番号を「住居番号」として付番します。



(3)	街区符号	街区ごとに蛇行式につける
●	基準点	10m間隔で右回りにつける
(5)	基礎番号	基準点から原則として右回りに次の基準点まで順次つける
2	住居番号	それぞれの建物にその出入口が何番の基礎番号を面しているか、その面している基礎番号が住居番号となる
►	出入口または出入口からの通路	

● 例えば、8号の家を探すには、街区の東北の角から右回りで約80メートル歩けば目的の家に到達することができます。

※建物が建ち並んでいるところでは、2軒以上が同一番号となる場合があります。

